令和8年度 保育所等利用申込みのご案内

保育所(園)は、「保護者が働いている」「保護者が病気の状態にある」「病人の看護をしている」など、いろいろな事情によりお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わってお子さんを保育することを目的とした児童福祉施設です。

保育所の利用には、保育の必要性を認定する「教育・保育給付認定」の申請が必要になります ので、入所申込と同時に、認定の申請をしてください。

★入所の受付

〇受付期間 令和7年9月24日(水)~令和7年10月24日(金)

(土・日、祝日は除きます)

〇提出場所 第1希望の保育所(園)

※育児休業からの職場復帰等で年度途中の入所を予定されている場合も、この期間内に 必ずお申し込みください(出生前・住所変更前の受付も可能です)。お申込みがない途中入 所は、職員配置等の都合上、原則お受けできません。

保育所名	公私	所 在 地	電話番号	利用定員	受入年齢
みそみ保育所	公立	井崎 46-24	45-0705	90	1 歳~
中央保育所	公立	鳥浜 48-38	45-1815	90	1 歳~
気山保育所	公立	上瀬 1-1-67	45-1329	45	1 歳~
とばっ子保育園	公立	大鳥羽 38-36-1	64-1100	90	1 歳~
わかば保育園	公立	瓜生 37-1	62-1411	90	1 歳~
三宅保育所	公立	井ノロ 29-27-1	62-1461	90	1 歳~
ののはな保育園 ※	公立	玉置 50-1	57-1488	45	生後9週~
明倫保育園	私立	藤井 16-80-4	45-0243	40	1 歳~
梅の里保育園※	私立	田井 24-2-2	46-1030	40	生後9週~

※生後9週から1歳未満での入所を予定されている場合は、事前にお問い合わせください

※定員を超える申し込みがあった場合は、**別紙の入所基準による利用調整を行い、保育の必要性が高い方から入所**となります。同点数の場合は、抽選となることもあります。

★認定区分

お子さんの年齢や保育の必要性によって1号~3号に認定されます。

支給認定区分	対象年齢	利用施設		
1号	3歳以上	幼稚園等の利用を希望する場合		
2号	3 歳以上	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合		
3号	3 歳未満	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所で保育を希望する場合		

★保育を必要とする事由

保育認定(2号、3号)を受けるには、若狭町に住民登録し若狭町に居住している家庭の児童で、保護者全員が次に掲げる「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

	保育を必要とする事由		
1	就労	月 48 時間以上の就労がある	
2	妊娠•出産	出産予定日の最長2ヶ月前~産後3ヶ月以内の期間	
3	疾病•障害	病気やけがをしている、または心身の障害がある	
4	介護•看護	同居または長期入院中の親族の介護・看護をしている	
5	災害復旧	災害のため、その復旧にあたる間保育ができない	
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)をしている(※最長 90 日間)	
7	就学	就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学している	
8	その他	児童福祉の観点から特に必要と認めるもの	

★3歳未満児の入所について

- ※育児休業中はやむを得ない事情を除き、原則入所できません。
 - ・ただし、家庭環境の諸事情や児童福祉の観点から総合的に勘案した上で、保育を必要と認める場合は、入所が可能です。
 - 育児休暇復帰の1週間前から入所(慣らし保育)が可能です。
- ※「友だちがいないから」「集団生活を経験させたい」などの理由だけでは入所することはできません。

★保育の必要量

保育認定を受けると、必要とする事由により、保育所を利用できる時間が設定されます。

区分	就労時間	保育時間	
保育標準時間	月 120 時間以上の就労	最長 11 時間(7:30~18:30)	
保育短時間	月 48 時間以上 120 時間未満の就労	最長 8 時間 (8:00~16:00) (※梅の里保育園は8:30~16:30)	

※就労以外の事由も、就労時間を基本として、保育の必要量を設定します。

★申込みに必要な書類

- 1 保育所入所申込書
- 2 子どものための教育・保育給付認定申請書
- 3 保育を必要とする事由を証明する書類 → 下の表のとおり
 - ※就労証明書については、お子さんの父母や祖父母が事業主の場合、確定申告の写しか源泉徴収票など給料が出ていることがわかる書類の写しを添付してください。

父母および同居する 65 歳未満の祖父母の、すべての方の証明書類が必要です。

	事由	添付書類
1	就労	会社に勤務の方: 就労証明書(会社で証明を受けること) 個人や家族経営の方・農林業・漁業の方: 就労証明書と確定申告の写しか 源泉徴収票など給料が出ていることがわかる書類の写し
2	妊娠•出産	母子手帳の写し(表紙と出産予定日のわかるページ)
3	疾病•障害	診断書または身障手帳(障害程度のわかるもの)の写し
4	介護・看護	診断書または介護保険証(介護度のわかるもの)の写し
5	災害復旧	罹災証明等
6	求職活動	申立書またはハローワークの証明書
7	就学	在学証明書または学生証の写し
8	その他	子育て支援課へご相談ください

[※]必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

★保育料・給食費の算定の書類

- 〇令和7年1月1日以前から、若狭町にお住まいの方 保育料の算定は、住民税が対象となるため、**提出は不要です**。
- ○令和7年1月2日以降に、若狭町へ転入された方 住民税情報の確認が取れない場合は、前住所地発行の**父母分の所得課税証明書**を提出して いただくことがあります。(※ただし、配偶者の扶養についている方は提出不要です。)

★申込み~入所までのスケジュールについて

月日	内容
9/24~10/24	入所申込書・給付認定申請書 書類配布、受付
11月~	利用調整•入所選考
2月上旬	入所保育所決定(入所承諾書、支給認定書送付)
2月下旬	各保育所にて入所説明会
4月上旬	入所式 慣らし保育開始 中旬~通常保育
4月中旬	保育料(副食費)決定通知送付



★保育料について

保育料は4月1日現在の児童の年齢と、児童の父母の住民税額の合算で算定されます。 父母の収入が極端に少ない場合、同居している祖父母等の収入も算定対象となります。 【参考】

若狭町保育所利用者負担額(保育料/副食費)徴収金基準額表 【令和7年度】

(単位:円)

	(単位:円)				
各月初日に在籍する 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分				保育料(月額)	
			世帯の階層区分	3号認定(3歳未満児)	
階層区分	定義			標準時間	短時間
第1	第 1 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)			^{世帯} O O	
第2	市町村民税非課税世帯		市町村民税非課税世帯		Ο
		均等割のみ課税・	ひとり親世帯等	4,000	3,900
# 0			上記以外の世帯	8,000	7,800
第3		49.600円土港	ひとり親世帯等	6,000	5,850
		48,600円未満	上記以外の世帯	12,000	11,700
		48,600円以上 72,800円未満 72,800円以上	ひとり親世帯等	8,000	7,850
	第4		上記以外の世帯	16,000	15,700
第4			ひとり親世帯等	9,000	9,000
	市町村民税課税世帯	77,101円未満	上記以外の世帯	20,000	19,600
	所得割額	77,101円以上 97,000円未満		20,000	19,600
等与	第5 第6	97,000円以上 109,600円未満 109,600円以上 169,000円未満		26,000	25,500
35 5				28,000	27,500
第6			00円以上 00円未満	32,000	31,400
第7		301,000円以上 397,000円未満		34,000	33,400
第8		397,0	00円以上	34,000	33,400

★副食費について

3歳以上児につきましては、副食費が実費負担となります。

公立保育所(園)は若狭町で、私立保育園につきましては各施設での徴収となります。金額や徴収方法などは各施設にてご確認ください。

☆保育料、副食費ともに免除または減免される場合がありますので、詳しくは保育料等の決定通知でご確認ください。

☆申し込み、記入方法等についてご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせ下さい。 ☆この申し込みに関する個人情報については、適正に保管し、保育所関係業務の目的以外に使用 いたしません。



お問合せ:若狭町役場上中庁舎 子育て支援課

〒919-1592 若狭町市場 20-18 14 0770-62-2704 (直)